

1. 概要

1 規約

研究分科会は、「私立大学図書館協会東地区部会研究部細則」（付録 I-1）および「私立大学図書館協会東地区部会研究部研究分科会申し合わせ」（付録 I-2）に則って設置されています。運営にあたっては、研究部運営委員会に各種届出や報告が所定様式（例 様式 01 「研究分科会活動計画書」）で求められます。このマニュアルの記載に従って各種手続きを行ってください。公印を必要としないものはメールでの送付でも受付けます。

2 活動

研究分科会は代表者を中心に各々の研究テーマと研究計画により運営されます。参加者は、各研究分科会が掲げる研究テーマと研究計画に沿った共同研究・研究合宿に参加し、調査研究・研究発表などに携わります。

3 代表者

研究分科会には代表者 1 名を置きます。研究分科会代表者は研究分科会を主宰し、会員登録承認、各種申請や報告、会議参加を担当します。

4 成果発表

研究分科会は研究成果を研究部が開催する研究会で発表しなければなりません。

5 研修分科会

業務歴 5 年未満の初任者を対象とした単年度研修を行っている研修分科会も、このマニュアルを準用します。

以上